

平成26年 教育委員会第5回定例会 会議録

日 時 平成26年3月25日（火）

午後3時2分～午後4時47分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第12号』千代田区教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則
- (2) 『議案第13号』日比谷図書文化館文化財事務室処務規程の一部を改正する訓令
- (3) 『議案第14号』千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

【子ども支援課】

- (1) 『議案第15号』千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

【指導課】

- (1) 『議案第16号』幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 『議案第17号』幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (3) 『議案第18号』幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 『議案第19号』幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- (5) 『議案第20号』幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 『議案第21号』幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (7) 『議案第22号』平成26年度「特色ある教育活動」事業の実施（継続事業）

第 2 協議

【指導課】

- (1) 千代田区いじめ防止等のための基本方針（案）

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 平成26年度小・中・中等教育学校入学式出席者名簿（案）
- (2) 退職校長感謝状贈呈式及び臨時教育委員会（3月31日）
- (3) 教育委員会組織改正

【子ども支援課】

(1) 保育園・こども園入園二次審査結果

【児童・家庭支援センター】

(1) 千代田区立子ども発達センター条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 中学生の放課後居場所事業のご案内

【指導課】

(1) ふれあい月間（第3回）の実施後の調査

(2) 土曜授業の実施

第 4 その他

出席委員（5名）

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	市川 正
教育委員	中川 典子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（12名）

子ども・教育部長	大島 康平
次世代育成担当部長	高橋 誠一郎
参事（子ども健康担当）	田中 敦子
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	亀割 岳彦
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	依田 昭夫
指導課長	佐藤 興二
図書・文化資源課長	柳 晃一
統括指導主事	高橋 美香

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

近藤委員長

それでは、午前中は小学校の卒業式、ご苦労さまでした。特段のことはないとは思いますが、何かあったら指導課で集約をしていただければと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

開会に先立って、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可するこ

古川委員 近藤委員長	<p>ととしますので、ご了承ください。お願いします。</p> <p>ただいまから、平成26年教育委員会第5回定例会を開会します。</p> <p>本日、欠席はありません。</p> <p>今回の署名委員は、古川委員にお願いいたします。</p> <p>承知しました。</p> <p>議事日程に入る前に、中川典子委員が3月25日、本日付をもって区長より教育委員会委員を任命されましたことをご報告いたします。</p> <p>次に、中川委員の議席指定についてですが、慣例により、ただいまご着席いただいている席を議席とさせていただきます。</p> <p>それでは、中川委員より就任のご挨拶をお願いいたします。</p>
中川委員	<p>本日、石川区長より教育委員の2期目の委嘱状を頂戴いたしました。微力ではございますが、何とか、教育委員の本質とは何かということを考えながら務めさせていただきたいと思っておりますので、また皆様よろしくお願いいたします。</p>
近藤委員長	<p>ありがとうございました。</p>

◎日程第1 議案

指導課

- (1) 『議案第12号』千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- (2) 『議案第13号』日比谷図書館文化財事務室処務規程の一部を改正する訓令
- (3) 『議案第14号』千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

子ども支援課

- (1) 『議案第15号』千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

指導課

- (1) 『議案第16号』幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 『議案第17号』幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (3) 『議案第18号』幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 『議案第19号』幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- (5) 『議案第20号』幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 『議案第21号』幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(7) 『議案第22号』平成26年度「特色ある教育活動」事業の実施（継続事業）

近藤委員長

それでは、日程第1、議案に入ります。

説明は関連する内容ごとにまとめて取り扱い、採決は議案ごとに行うこととします。

初めに、議案第12号、千代田区教育委員会事務局庶務規則等の一部を改正する規則、議案第13号、日比谷図書文化館文化財事務局処務規程の一部を改正する訓令、2件について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、初めに、本日の資料についてご説明させていただきます。

本日、教育委員会内の規則等の改正議案が多数ございます。そのため、一覧表にまとめた「教育委員会内規則・訓令等の改正」というタイトルのものをおつけしております。こちら、左の欄に1、2、3、4と番号がついていますが、同趣旨の改正規定をまとめさせていただきましたので、こちら、同趣旨のものについては、まとめてご説明させていただきたいと思っております。

では、最初に、議案第12号、千代田区教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則についてご説明いたします。

お手元の資料、教育委員会資料、「平成26年度組織整備に伴う規則等の一部改正」をご覧くださいと思います。

平成26年度の組織整備に伴いまして、こちらの資料の2の改正概要のところの表に記載してございますように、3件の規則改正を行いたいと思っております。

最初に、①の千代田区教育委員会事務局処務規則の改正についてです。こちらにつきましては、恐れ入りますが、こちらの資料の次にA3判の、折り曲げてございますが、資料がついていると思っておりますので、そちらをご覧くださいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、説明を続けさせていただきます。

本日、報告事項といたしまして、子ども総務課から教育委員会組織改正という事項を挙げさせていただいておりますが、この教育委員会の事務局処務規則の改正と関連するものですので、こちらであわせて組織改正についてご説明させていただきたいと思っております。

ただいまご覧いただいておりますA3判の資料です。こちらの資料、一番右側の欄の中ほどに黒丸の印で記載しておりますが、来年度に向けまして、保育所の整備や利用者に合った保育サービスの提供等を積極的に進め、増え続ける保育ニーズに対応するため、子育て対策担当課長及び子育て対策主査を新設したいと考え、本日、組織整備案を報告するとともに、規則改正の議案を提出させていただいたものです。

新たな担当課長及び主査の分掌事務といたしましては、保育施設の開設等に関する事、例えば新園の誘致ですとか、新園の整備、その他さまざまな保育の運営形態の検討、また、平成27年度から実施が予定されております子

ども・子育て新制度への保育計画への反映、いわゆる確保策の検討、これらが分掌事務ということになります。

それでは、先ほどの議案に戻っていただきまして、平成26年度組織整備に伴う規則等の一部改正という議案、こちら1枚おめくりいただきまして、新旧対照表がございます。こちらをご覧くださいと思います。

本日の規則改正は、子育て対策主査の設置に係る部分のみでございます。こちらの規程整備につきまして、子育て対策主査は、新設のポストでございますが、昨年度廃止されました計画主査の文言が現行の規定上、改正漏れのためそのまま規定上、残ってしまっております。そのため、形式上は「計画主査」を「子育て対策主査」に改めるという形での改正となります。

また、先ほどご説明いたしました子育て対策担当課長の設置につきましては、教育委員会処務規則第4条第2項に基づきまして、規則改正によらず、担当課長への教育委員会からの発令行為をもって設置することとしておりますので、次回、こちらの教育委員会におきまして、この発令の議案を提出させていただきますこととなります。

次に、2番、千代田区文化財保護条例施行規則及び③千代田区文化財調査指導員設置規則の改正についてです。

議案第12号の裏面をご覧くださいと思います。

こちらは、区民生活部の組織改正によりまして、文化・芸術・スポーツ・文化資源等を融合し、一体的な施策の推進を図るため、現行の図書・文化資源課を図書・文化振興担当課長に改めたことによりまして、区の規定上、文化財に関する事務が文化・スポーツ課の事務と位置づけられることとなります。このため、これに合わせて規定の整備を行うものでございます。

続きまして、資料の次のページ、議案第13号についてご説明いたします。

こちらは訓令でございますが、こちらは今しがたご説明いたしました区民生活部の組織改正に基づく同趣旨の規定でございます。図書・文化振興担当課を文化スポーツ課に改めるものでございます。

以上の議案第12号及び議案第13号の改正規程、いずれも平成26年4月1日からの施行となります。

ご説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

近藤委員長

ありがとうございます。

それでは、今、ご説明をいただきました2件あわせて、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

中川委員は何かございますか。どうぞ。

中川委員

文化財保護条例施行規則の一部改正ですけれども、今まで図書・文化資源課がやっていたことを文化スポーツ課が処理するというように改まっていますが、これは区民生活部の組織改正に伴ってということですが、具体的にどう変わったんでしょう。今まで文化とスポーツの分野を分けてあってはっきりしていたと思いますが。

図書・文化資源課長

文化とスポーツを分けるわけではなくて、先ほどご説明がありましたよう

に、文化芸術、スポーツ、文化資源等の施策を一体的にやるということで、今回の組織整備をさせていただいたものでございます。

近藤委員長

いかがでしょうか。よろしいですか。

特になければ、採決に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

それでは、採決は議案ごとに行いたいと思います。

まず、議案第12号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、決定することとします。

次に、議案第13号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、決定することとします。

続きまして、議案第14号、千代区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、議案第14号、千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本年第1回区議会定例会におきまして、千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例の一部を改正する条例が可決されました。この条例の内容につきましては、本年第1回教育委員会定例会及び第2回定例会におきましてご説明させていただいたところですが、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が改正され、公立高等学校に係る授業料の不徴収制度が就学支援金制度に移行することになったため、九段中等教育学校の入学金等徴収条例におきましても後期課程における授業料の徴収について規定することとしたものです。

本件規則改正は、この条例改正に伴い、条例の施行規則の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、授業料の徴収に伴い、新たに授業料の納期、休学・転学等の場合の授業料の取り扱い、授業料の減免、授業料未納の場合の出席停止等について定め、また、申請書等の様式の整備、その他の規定整備を行うものです。

施行日は条例と同じ、平成26年4月1日となります。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

(なし)

近藤委員長

特にないようです。採決に入りたいと思います。

議案第14号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、決定することとします。

続きまして、議案第15号、千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、議案第15号、千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

こちらの教育委員会資料をご覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、2番の改正概要のところにございますように、これまで千代田幼稚園・昌平幼稚園を選択させる様式から、第1希望、第2希望の記入欄を設け、申込者に書かせる様式としたものでございます。

さらに、②といたしまして、兄弟同時申請の場合の希望方法の選択肢を増やしました。

また、③といたしまして、幼保一体施設内保育園の希望は、保育の実施に関する条例施行規則に定める保育所入所申込書を利用して申し込ませるため、当該様式からの記載を削除することといたしました。

いずれも様式に関する整備でございます。

こちら施行期日は、平成26年4月1日からとなっております。

説明については以上でございます。ご審議のほど、よろしく願います。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご意見、ご質問等がありましたら、願います。

これは、前回、協議の際に幾つか質問を出してお答えいただいた内容ですね。

特によろしいですか、採決に入って。

中川委員

すみません、細かいことですが、兄弟同時申請の場合というのが改正概要に、「兄弟」になっているんですけど、これは平仮名にしたほうが良いと思うんですけども。女の子の場合もあるわけですよね。

子ども支援課長

姉妹のパターンもあるということで。

中川委員

姉妹もありますから、平仮名の「きょうだい」が良いと思います。

子ども支援課長

そうですね。わかりました。ありがとうございます。

近藤委員長

その部分は変更ということで捉えてよろしいですか。

子ども支援課長

はい。

近藤委員長

そのほかはいかがでしょうか。

(なし)

近藤委員長

それでは、特にないようですので、採決に入ります。

議案第15号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、決定することとします。

続きまして、議案第16号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、議案第17号、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則、議案第18号、幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則、議案第19号、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則、議案第20号、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則、議案第21号、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、6件について、指導課長より説明を願います。

指 導 課 長

平成26年3月11日、第4回の本定例会においてご協議いただきました6件について議案として上程させていただきましたので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

順に、簡単にご説明申し上げます。

まず、議案第16号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。

改正の趣旨といたしましては、病気休暇の見直しでございます。これまで条文化されていなかった病気休暇の期間等を明文化したものでございます。また、病気休暇中に異なる病気のために療養する場合、異なる病気による療養期間をさらに病気休暇として位置づけたものでございます。また、病気休暇を断続的に取得した場合、前後の病気休暇を通算するという規定を明文化したものでございます。さらに、分限休職規定が適用されない条件付採用職員・臨時的任用職員を病気休暇規定の適用対象から外したものでございます。

施行期日は、平成26年4月1日となっております。

続きまして、議案第17号、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。

改正の趣旨といたしましては、勤務時間等条例における病気休暇の見直しに対応した改正でございます。

主な改正概要といたしましては、減額免除日数の算定において、前後の病気休暇を通算する規定を明文化したものでございます。

こちらも施行期日は、平成26年4月1日となっております。

失礼いたしました。なお、先ほどの議案第16号も第17号も、1枚おめくりいただきますと新旧対照表が載っておりますので、下線部分でご確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第18号、幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

改正の趣旨につきましては、幼稚園教育職員の給与条例における住居手当制度の改正に伴う改正でございます。

主な改正概要といたしましては、「扶養親族を有する者」が以前までございましたけれども、その説明を削除したものでございます。また、「扶養親族の有無」に伴う届出準用の規定を削除したものでございます。また、支給

要件に家賃の支払基準が設定されたことを受けて、教育委員会の家賃算定義務を明文化しものでございます。最後に、住居届の様式を3枚目のとおり、改正したものでございます。

こちらも施行期日は、平成26年4月1日でございます。

続きまして、議案第19号、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の改正についてでございます。

改正の趣旨といたしましては、先般、区立学校管理運営規則の改正に伴う条ずれの記載の修正でございます。

別表備考欄の条項号の記載を修正したものでございます。

1枚おめくりいただきまして、そちらの下線部分でございます。

続きまして、議案第20号、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

改正の趣旨といたしましては、先ほどの第19号と同様で、条ずれの記載の修正でございます。

1枚おめくりいただいて、別表第2の条項号の記載を修正したものでございます。下線部分でございます。

最後に、議案第21号、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

改正の趣旨といたしましては、19号、20号同様、条ずれの記載の修正でございます。

改正概要につきましては、1枚おめくりいただいて、別表第3の条項号の記載を修正したものでございます。

なお、こちらの19号、20号、21号、全て施行期日は公布日となっております。

説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございました。

それでは、6件あわせて、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

特にないようです。

採決は議案ごとに行います。

まず、議案第16号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、決定することとします。

次に、議案第17号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、決定することとします。

次に、議案第18号について採決をします。
賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、決定することとします。
次に、議案第19号について採決をします。
賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、決定することとします。
次に、議案第20号について採決をします。
賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、決定することとします。
次に、議案第21号について採決をします。
賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、決定することとします。
続きまして、議案第22号、平成26年度「特色ある教育活動」事業の実施
(継続事業) について、指導課長より説明を願います。

指導課長

それでは、議案第22号、平成26年度「特色ある教育活動」事業の実施(継続事業) についてご説明申し上げます。

表紙にありますとおり、平成26年度「特色ある教育活動」事業(継続事業) を各学校からご提案いただきました。よって、例年どおり、本教育委員会でご審議をいただいて、議決をいただければと思います。

なお、こちらの継続事業につきましては、左端2点、ステープラー止めしております資料を1枚おめくりいただいた1ページ以降に全て載っております。特色ある教育活動は、別紙1、1ページから18ページまでが幼稚園、こども園、小学校、中学校の「特色ある教育活動」でございます。詳細につきましてはご説明申し上げますので、ご覧いただければと思います。続きまして、「部活動等の推進」、19ページの別紙2から25ページまでが部活動等の推進でございます。「スペシャリスト連携講座」につきましては、26ページの別紙3から27ページまでとなっております。

もう一度、一番表のページにお戻りいただけますでしょうか。

2番の継続事業申請数でございます。今回は114事業、申請をいただいております。内訳は、「特色ある教育活動」が92事業、「部活動等の推進」につきましては20事業、「スペシャリスト連携講座」につきましては2事業でございます。

3番の配当予定額ですが、総額2,972万5,060円となっております。内訳は、特色ある教育活動が1,777万2,060円、部活動等の推進が1,101万3,000円、スペシャリスト連携講座が94万円でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

近藤委員長 ありがとうございます。
ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。
どうぞ。

古川委員 「特色ある教育活動」の番町幼稚園です。3件あって真ん中の「親子で遊ぼう」なのですが、特に実施回数等が入っていないんですけれども、これはまだ単純に、有志の保護者の方との今後の打ち合わせによってということなんでしょうか。

指導課長 こちら、単価がかからないということもあり、また、これから有志の保護者と一緒に企画をしていくということで、まだ実施回数が確定していないということで、0という記載になっております。本来であれば、計画ですので記載がなければならぬところだったんですけれども、今回、0という形で承ってしまいました。

古川委員 今日の議案の内容が継続の内容ということなのですが、これは去年も、すみません、ちょっと確認してこなかったんですが、ありましたか。

指導課長 去年は新規事業で「親子で遊ぼう」というご提案をさせていただいて、2年目ということなので継続事業の中でご提案をさせていただいております。

古川委員 わかりました。

近藤委員長 私からもいいですか、質問で。
この議案第22号の表題が「特色ある教育活動」事業の実施（継続事業）となっていますね。この継続事業という意味合いは、特色ある教育活動ということでの継続という意味なんですか。それとも、もうちょっと細かく、下の記書きの2番目のところに全部で114事業、「特色ある教育活動」が92事業、「部活動等の推進」が20事業、「スペシャリスト連携講座」が2事業、それぞれの事業が昨年と継続しているという意味ですか。

指導課長 なかなかわかりづらいところでご説明をちゃんとしなければならなかったかと思うんですけれども、事業名としては、「特色ある教育活動」という1つの名前になっています。その事業の中に3つ、これがまたわかりづらいんですけれども、「特色ある教育活動」というのが1つ、「部活動等の推進」、「スペシャリスト連携講座」の、この3つの小事業がぶら下がっている事業なんです。ですので、委員長ご指摘のとおり、トータル114の事業について、昨年度からの継続の事業となるので、この114事業についてご審議いただければと思っています。

近藤委員長 もう1点追加でいいですか。配当予定額というのがありますけれども、総額で2,900万円、約3,000万円近い、これ、今、手元に昨年の資料があったらば、増減をちょっと教えていただけますか。

指導課長 後ほどご説明申し上げます。

近藤委員長 どうぞ。

中川委員 これは、継続事業だけなんですけれども、例えば、今年はこれをやめるけど、新しいこういうことをしたいとか、そういう提案、事業の申し出はなかったんでしょうか。

指 導 課 長

予算的には、昨年とそんなに変わりはないのですが、今回、前年度、前々年度との大きな違いは、継続の事業だけでもかなり、予算の91.9%まで継続事業が申請されているのです。なので、各学校においては、今までのものをなくして新たにというよりは、今までのものの予算を少し増やして実施しようという学校が多うございます。ですので、来年度分も新規事業は出していただく予定ですが、残念ながら、先ほどの予算の91.9%の執行率ということなので、あと8.1%ぐらいしか新規分の予算がないという状況です。この辺は予算の立て方だとかも鑑みまして、また学校とよく聞き取りをしながら進めていきたいなと思っています。

ただ、1点、学校も新たなものを次から次へにつくるというよりも、もう時期的には、自分たちが企画したものをより成果の上がるものということでシフトされてきているのではないのかなと思っています。

それと、先ほどの委員長のご質問で、昨年の継続事業の予算と今年度の予算の違いということなんですけども、ちょっと暗算ができなくて申しわけないんですけども、平成25年度の継続事業については、2,158万5,820円となっています。今年度が2,972万5,060円ですので、約820万円まではいかないんですけども、約820万円は増額でございます。ですので、先ほどのように全体の予算の執行率がかなり高くなっているという形になります。

近藤委員長

いずれにしても、単年度で1.5倍ぐらいですかね。かなりの増加だと思うんですけども、それだけ予算をつけることができるのであれば、それにこしたことはないけれども、この事業を進めていくとき、学校側から申請があり、その内容、数に、当初ばらつきがあって、具体的には要望が少ない学校と多い学校があり、相当の開きがあったが、それを学校長の推薦ということで通さざるを得ない状況がありましたね。そのときに不公平な部分があるなと感覚を抱いたものです。今回のものをずっと精査して見てみると、多少の増減はあっても本来の趣旨に沿った形になってきているなと理解はしているんですね。ただ、余りにも増加率が多いと、いつかは切らざるを得ない部分も当然出てくるんでしょうし、そのあたりをうまくコントロールしていただければ、もうそれはそれでいいかなと理解しております。

ごめんなさい、意見になっていないかもしれない。

指 導 課 長

今年度の初めにも委員長から、やはりばらつきがあるというようなご指摘はいただいているところで、今回も特色ある教育活動については、予算要望をバランスよく、少ない学校にはお声かけをするようにはしてきました。

ただし、やはり校長の経営方針に基づいて、予算は必要ないけれども、特色ある教育活動はやっているんだというような経営方針を持たれているところにつきましては、そんなには多くは申請が出ていないというのが現状でございます。

ですので、いずれにしても、やはりバランスということも1つの観点としては重要なものと私どもも認識しておりますので、引き続き、各学校にはバランスのとれた申請だとか、そういうふうなことは話をしたいと

近藤委員長 思っております。
 よろしくお願ひいたします。
 ほかにはいかがでしょうか。
 どうぞ。

古川委員 今のお話に続いているんですけれども、数年前から学校ごとの申請額のばらつきの話は出ていました。各校の特色であるので、全ての学校が同じことをするというのではないけれども、この学校はこういう申請をしているというようなことを周知する機会を持ってもいいのではないかとというようなお話が前年度の定例会で出ていたと思うんですが、実際そういう機会があったんでしょうか。

指導課長 やはりそちらの件についてもご指摘を受けておまして、昨年からはじめました校長の経営方針の説明及びこちらの特色ある教育活動の事業の説明の会があるかと思ひます。その際に、こちらの表のものは、自分の学校の分だけお配りはしていただいたんですけれども、今度は全ての学校分を、それこそこういう束ねたものをお渡しすることによって、各学校が、ほかの学校がどのような申請をしているのかということを知ることができるかと思ひます。そういう計画で今のところは進めようかと思ひております。

古川委員 新年度からということで、わかりました。
 近藤委員長 ほかにはいかがでしょうか。
 (なし)

近藤委員長 なければ採決に入りたいと思ひます。
 議案第22号について採決をします。
 賛成の方は挙手を願ひます。
 (賛成者挙手)

近藤委員長 全員賛成につき、決定することとします。

◎日程第2 協議

指導課

(1) 千代田区いじめ防止等のための基本方針(案)

近藤委員長 日程第2、協議に入ります。
 千代田区いじめ防止等のための基本方針(案)について、指導課長より説明を願ひます。

指導課長 千代田区いじめ防止等のための基本方針につきましては、以前にも国の法律が公布されたときに、東京都の対応並びに区の現状の対応ということで説明を申し上げたところです。
 今回、改めて千代田区いじめ防止等のための基本方針について、策定しようと考えておりますので、案として本日はご提案させていただいて、ご協議していただければと思ひております。
 なお、委員長、この説明につきましては、統括指導主事から説明をさせた

近藤委員長
統括指導主事

いと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

結構です。よろしくお願いします。

それでは、ご説明申し上げます。

平成23年11月に、当時、滋賀県大津市の中学2年生だった男子生徒がいじめを苦に自殺した事件が誘引となりまして、平成25年6月にいじめ防止対策推進法、平成25年法律第71号が国会で可決されたことを受け、国のいじめ防止等のための基本方針、これが10月11日に策定されました。資料として別冊、用意しているかと思いますが、この814号がこの通知でございます。

この法律第71号におきましては、その概要、地方公共団体・学校が実施すべき施策、重要事態への対処等についてまとめた概要版が、この資料の3ページと4ページに示しておりますので、ご覧ください。

このいじめ防止等のための基本的な方針（概要）、これは国からの資料ですが、この真ん中ぐらいに、第2の2のところ、それぞれの機関がやるべきことが端的に示されております。第2の1には「国が実施する施策」、2には「いじめ防止等のために地方公共団体が実施すべき施策」、3に「いじめ防止等のために学校が実施すべき施策」、このように示されております。

千代田区としまして、いじめ防止等のために実施すべきことということで、この2番にまず4点が挙げられております。

1つ目は、「地域基本方針の策定」、続きまして、「いじめ問題対策連絡協議会の設置」、第14条第3項に規定する「教育委員会の附属機関の設置」、「地方公共団体が実施すべき施策」というこの4点、加えまして、この資料の4ページには「重大事態への対処」ということも書かれております。そこで、この5点に対応するような千代田区としての方針を策定すべく、今回このような案をまとめました。

まず、1つ目、地域の基本方針の策定というのが、このステープラーどめの3枚の千代田区いじめ防止等のための基本方針（案）でございます。これは、今申し上げたものについて、地方公共団体としては、義務ではなくて、することが望ましいということになっておりますけれども、学校は基本方針の策定が義務でありますので、学校が参考とすることができるように、千代田区としても策定をするというものでございます。

続いて、地方公共団体が実施すべき施策としまして、この基本方針の中に示しております。この基本方針の内容を見ていただければと思いますが、まず、「基本方針策定の意義」、それから、いじめの定義ということで、今回はインターネットを通じて行われるものを含んで、これがいじめであるということが新しい概念になっているかなと思います。それから、「いじめの禁止」、それから、4番、「いじめに対する基本的な考え方」、ここの中には、それぞれ社会全体で取り組んでいくということが書かれております。

1枚めくっていただきまして、基本方針の（2）ですけれども、この2ページ目の5に、千代田区及び千代田区教育委員会における取り組みということで、行政として「学校行政の役割」、「保護者の役割」また、「地域の役

割」ということで、それぞれがするべきことを示しております。

続いて、「いじめ防止及び対応のための組織」、これが必要ということで書かれておりますので、3ページの(2)に示しておりますように、これは特に条例を定めず、青少年問題協議会においていじめの実態把握と防止等に向けた対応策を定期的に報告するとしております。

続いて、4番の第14条第3項に規定する教育委員会附属機関については、特に置くことをしませんけれども、重大事態発生時には、各学校に設置する健全育成サポートチームに対する指導及び支援を行い、必要に応じてメンバーを加えて調査に当たるということを明確にしております。

この法律におきまして、重大事態というのは、児童等の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある事態、もしくは児童等が相当期間、おおむね30日以上、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態というものを想定しております。

こうした重大事態が発生した場合には、3ページに示しておりますように、学校から教育委員会、そして区長へ報告後、各学校に設置します健全育成サポートチームにより調査を行います。そして、その結果を教育委員会へ報告した後、区長は必要に応じて再調査を行い、必要な措置を講ずるといふ、この法律の趣旨に沿ったものとしております。

今後、学校は、この区の基本方針を受けまして、学校の実情に照らして学校いじめ防止基本方針の策定を行い、学校としての取り組み姿勢やいじめの防止等の対策のための組織、いじめの防止等に関する取り組みを明確化することとなっております。

私からは以上です。

近藤委員長

ありがとうございました。

ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

これは、日程的には、今日は案という形で出ていますけれども、最終的には正式に。

教 育 長

このいじめ防止等のための基本方針は、教育委員会自らが決定すべき重要な基本的な方針に位置づけられるものと考えています。

本日は案という形で協議案をお示しし、委員の皆様には十分お目通しいただいた上で、教育委員会の重要な基本的方針として、次回の教育委員会で議決していただく、そういう形での手続を踏ませていただきたいと思います。

それと、いじめ防止等のための連絡協議組織については、今この方針案では、現在、条例で設置されております青少年問題協議会をその連絡協議組織に位置づけるという考えでおりますけれども、現在、青少年問題協議会は、青少年の健全育成に向けて、区内の関係機関や地域住民の方でなど、広範囲にお集まりいただいている、主に警察からの子どもの非行についての報告ですとか、あるいは東京都児童相談所からの虐待や、いろんな困難を抱えた子どもたちの保護の状況についての報告ですとか、区の児童・家庭支援センタ

一から、区としてのさまざまな健全育成に向けた虐待等の取り組みについての報告させていただいています。これに加えて、今回、この青少年問題協議会をいじめ防止のための連絡・協議の場とすることによって、改めて教育委員会のほうからいじめの現状とか課題等をこの協議会に報告させていただいて、広く区内の関係者、関係機関の方がたから、さまざまなご意見を伺うという形での対応を考えております。

近藤委員長

ありがとうございます。

資料として事前にお配りをいただきましたけれども、十分その部分、目が通っているかどうかは、個々によって違う部分もあります。

今、高橋統括からご説明があったのは、この基本方針を策定するに当たって、資料として出している、文科省から出ている「いじめ防止等の基本的な方針（概要）」、ここに具体的なものを書いてありますが、これをもとにしながらというか、この考え方に沿いながら基本的な方針を考え、策定の準備を進めているというような意味でのお話だったですね。

統括指導主事

こちらには、国及び地方公共団体また学校がそれぞれ、この法律のもとでしなくてはいけないことといったことが明示されておりますので、これが1つ1つ、示された項目が落ちないようにということで、これを使ってご説明いたしました。

近藤委員長

どうぞ。

指導課長

左肩ステープラーどめの国の通知の資料の11ページをご覧くださいませでしょうか。8月の定例会においてお示しした資料でございますけれども、こちらが、今、統括が説明をした「いじめ防止対策推進法」の条文を受けて東京都が対応するもの、区が対応するものということで、全てこの法に基づいて、今回、区の対応を全て区の基本方針に流し込んでいるとご理解いただくとありがたいかと思えます。

近藤委員長

わかりました。

いずれにしろ、これは正式には次回ですか、出てくるのは。再度出てくるのは。

指導課長

議案として上程したいと考えております。

近藤委員長

それが次回を予定しているということですね。

指導課長

次回です。

近藤委員長

次回、もう一度時間があるわけですが、今ご説明いただいたようなところを見比べながらというところちょっと誤解があるかもしれないですが、お互い漏れがないような形でもう一度目を通して、次回、議案のときに何かあったら、それぞれご意見をいただきながら決めていければと考えますが、今日の時点で何かご質問があれば、もちろん出していただいて結構です。

どうぞ。

中川委員

次回、議案ということで、決定してしまうということになりますか。

指導課長

できれば、決定していただくことにより、各学校への今後作業に進むことができます。学校も早ければ早いほうがいいという思いでおりますので、よ

ろしくお願いします。

近藤委員長
中川委員

どうぞ。

それでしたら、ちょっと伺っておきたいんですが、私は、やっぱりいじめられている子の対策ばかりをやってしまっても手遅れになることって、結構多いんじゃないかなと思うんです。やっぱりいじめってすごく複層的になされていることが多いので、いじめられている人だけじゃなくて、いじめている側がどうなっているのかということも少しどこかに入れたほうがいいんじゃないかなと思うんです。いじめを許さない学校づくりというところに「温かな人間関係を築くことが大切である」と書いてあるんですけど、それにはやっぱり1人1人の子どもたちの、いじめられている側だけじゃなくて、周りを取り巻く子どもたちをどうしていくのかというようなことも、もう少し入れていったほうがいいんだらうなと思うんですが、そういうのは盛り込むというのは難しいんでしょうか。

指導課長

今回の基本方針につきましては、先ほどもご説明申し上げましたように、国の法律、それと、まだ策定されていないのですけれども、東京都の基本方針というものがございます。それを受けて千代田区の基本方針を定めておりますので、本区だけが、いじめている側の方針というのを策定するというのは、なかなか難しいところかなとは思っています。

ただ、やはりいじている側への対応ということで、重篤な案件については、警察に届け出るという国の方針もございます。また、それに基づいて、出席停止をすることもできるというような方針は、もう既に国から出ておりますので、今回、この国の方針、法律に、いじめる側については特に言及していない。また、いじめられている側に対してどうこうということではない、もうちょっと学校運営そのものの部分での基本方針という形になっているので、そちらを盛り込むというのは、今現在ちょっと難しいかなと思います。

中川委員

あともう1点だけ。3ページにいじめの防止及び対応のための組織等の設置ということが書いてありますが、私が疑問なのは、1番の青少年問題協議会への報告という部分ですけれども、青少年問題協議会というのは、年に2回しか開かれていないんですよね、今のところ。そんな2回しか開かれないところに報告しても対策になるんだらうかということがちょっと疑問なんですけどね。

指導課長

中川委員ご指摘のとおりだと私も認識はしております。ただ、先ほどの国の法律の資料の6ページの資料、A4横判のものをご覧いただけますでしょうか。これは、法律の第14条の1項に定められているいじめ問題対策連絡協議会に相当するものと考えております。こちらは、条例で連絡協議会を設置、条例で位置づけるものなんです。先ほど、教育長からもご説明申し上げましたけれども、やはり幾つもの組織が立ち上がる煩雑さというもの回避しなければならないと。もう既に区では、青少年問題協議会というものが立ち上がっております。ですので、回数は少ないのですけれども、や

はり千代田区の現状はこうですと、対応はこのようにしておりますというようにことをご報告し、全ての関係諸機関に一堂に報告することができる組織と認識しておりますので、この組織を活用したいと考えております。

しかし、年2回だけで、何かあったときにこの協議会が機能するのかわというのは、また別問題かと思えます。それで、こちらの6ページの資料をご覧いただきたいと思えます。

教育委員会内に、法律第14条の第3項に、附属機関を設置するということが、これもできる規定ですけれども、設置することができる。重大事態の学校の設置者又は学校、学校の設置者のところに星印がついているかと思えます。この星印は、兼ねることができるという意味合いでございます。ですので、先ほど統括指導主事のほうからご説明申し上げましたとおり、重大事態が起きた場合には、学校に設置されている健全育成サポートチームを母体として、教育長が必要とするほかの専門家を招集して、新たに附属機関とすることができると考えております。本区の基本方針では、既存の組織を活用し、重大事態が起きたときには、それを少し膨らませて対応していきましょと、そういう考え方をこの基本方針に盛り込んでいるものでございます。

ほかにはいかがでしょうか。

今回の法律もそうですし、それに従うような形、従うというのはまたおかしいですけれども、本区の基本を決めるんだと、こういう話ですね。

もう毎度毎度、こういうものを何かが起こるたびにやるわけですね。今回のこれというのは、法律もそうですし、この初等中等教育局長と高等教育局長の文書を全部読んだわけじゃないですから、はっきりとそうは言えないんですけれども、マスコミ等が報道するところによると、そのきっかけというのは大津の事件なんですね。大津の中学校の事件。あれで大変だと。何をやっているんだと、教育委員会は。調査をするにしてもそうだし、外部へ発表するのもそうだし、やっぱり文科省が音頭をとって法律でも決めなきゃいけないと、こういうようなことがきっかけになっているんだろうと思うんですよ。

だから、ここに書いてあるようなことというのは、前々から同じようなことが言われているんだし、東京都教育委員会の話も出ましたけれども、東京都教育委員会は、もう毎度毎度同じような通達を出し、毎度毎度同じような方針を決めているわけなんですね。ですから、要らないということを言っているんじゃないかと、やはりもう少し議論をしないといけないんじゃないかと。単に首長さんが音頭をとって法律の改正があった場合ですよ。教育委員会の組織が変わって、首長さんが音頭をとってこういうことをやりましょと、決まっているじゃないですか、やりましょよというような形で本当にいいのか。いいのかというよりも、前々から言っているんですが、いじめはなくならないんですよ。これ、皆さん反対でしょうけれども。幾ら頑張ったってなくならない。そのたびに何か重大事件が起こると、それにきつとみんなそっちへ、僕は大変、例え話が下手ですけれども、素人のサッカーみた

近藤委員長
市川委員

いにボールのところへみんな人が集まると、こういうような状況があるんですね。

今回、我が千代田区でもって、こういうのを決めるのは大変結構なんですけれども、何か忘れていることがあるんじゃないですかと。大津の事件が起こる大分前には、実は心の教育みたいな、あるいは命の大切さみたいなことが非常に話題になったことがあるわけなんです。それはどこへ行っちゃったのと。それと同じように、今、簡単に自殺をする、中学ぐらいなんでしょうね。おまえ、そんなことを言うなら死んでみろと、こう言うと、2階から飛びおりちゃう。こういうようなことをどうするのかと。やっぱり基本的には、命の大切さというようなものをお説教じゃなくて、例えば、人の名前を挙げちゃいけないんでしょうけれども、聖路加病院の日野原先生、ああいう方に講演会を開いてもらうとか、そういうようなことも考えて総合的にやらないといけないんじゃないでしょうか。下手なサッカーじゃないけど、何か起これば、それっというやるんじゃないかと、少なくとも千代田区として基本方針を定めるというのですから、同じ蠅螂の斧になってできないことがたくさん出てこようと、今までやってきたことをきちんと整理して、それをどういうふうに基本方針にまとめたらいいいのか、載せたらいいのか。さっき中川委員がおっしゃったようなことも含めて、やはり総合的に議論する必要があるんじゃないでしょうか。単に教育委員会が決めましたよと、案に基づいて決めましたよというのでなくて、もうこういう方針だの、それから条文だの何だのというのは、もう世の中、どこかしらで、何かしらやっているんですよ。

ですから、そういうのもきちんと整理した上で、次回できればまとめたいというんじゃないかと、もう少し時間をかけてもいいから、きちんとそういう項目ごとに整理をするなり、議論をするなりして、それで東京都がやってなくたって、千代田区でそういうふうになればいいわけでしょうから、基本方針などというものは、しっかりしたものをつくってほしいなど、私はそう思います。

近藤委員長

ありがとうございます。

指導課長

ありますか。

市川委員のご指摘、ごもつともだなというところで考えてはいます。

ただ、私どももこの基本方針の案をつくる段階で、市川委員ご指摘の心の教育だとか、命の大切さだとか、これまで学校がやってきたもの、普遍的なものもしっかりと位置づける必要はあるだろうと思っております。

それで、こちらの資料の1ページの4番、いじめに対する基本的な考え方の(2)思いやりと自尊感情の育成というところでしっかり基本方針の中に位置づけまして、これまでやっていることを大事にし、さらに重要視しながら学校教育の中で、全体の中で進めていきたいと思います。

確かに、このいじめ防止等のための基本方針は、いじめに特化した基本方針ではあります。ただ、その中に、市川委員ご指摘のとおり、これまで大事

にしてきたもの、これから大事にしなければならないものも含めていく必要性があると思っております。

それで、2ページ目にやはり未然防止の部分にかかわってくると思うんですけれども、5番のいじめ総合対策のア、学校・行政の役割の②、③、④あたりに、やはり子どもたちを育成するときの人としてあるべき姿だとか、あるいは人としてあるべき心の持ちようだとか、人間関係づくりだとか、そういったものを大事していくことが未然防止につながりますよという意味合いでここを位置づけてございます。

やはり私どもも、ともすれば、法律ができました、東京都の基本方針ができました、じゃあ区はどうしましょうかと考えがちなんですけれども、やはりこれまでもいじめ問題に関しましては、千代田区としてどうすべきかということを考えて策定しなければならないという気持ちはございます。昨年、千代田区の広報紙でも一面をいただいて、区民全体に呼びかけるということで、区独自に進めたという経緯がございます。そこでもやはり単なるいじめ問題だけではなくて、子どもたちをしっかりと大人が見守っていくんだと、それは、いじめのところだけを見るのではなくて、子どもが1人の人間として成長していくことを見守っていきましょうということを発信したつもりでございます。ですので、まだまだこれは、基本方針（案）、十分ではないかと思っておりますので、もう少し練って、次回、ご提案をさせていただきたいなと思っております。

近藤委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

中川委員 この3ページの健全育成サポートチームというのが、重大事態の発生時ということになっているんですけれども、重大事態が発生してからサポートチームによる調査をやっても、取り返しがつかないことになるんじゃないかというのがありますから、私の希望としては、健全育成サポートチームというのが、そういう重大事態の発生時ではなくて、普段からそういう学校の中なりなんなりに、そういう命の大切さを教えたり、考えたりするようなこともできる組織にしてほしいなと思っております。

指導課長 健全育成サポートチームにつきましては、今年度のいじめ対策で年度初めにこのサポートチームを立ち上げるように学校にはお願いをしてきました。全ての学校が1学期中に第1回の会合を開いてございます。そこで、いじめが起きたときには、みんなで集まって、子どもたちのことをそれぞれサポートし、助けていきましょうということを共通認識したところでございます。

現に、重大事態ではないのですけれども、第2回目の健全育成サポートチームを開いて、いじめに関して協議をしているということもございます。ですので、私どもの考えとしましては、中川委員ご指摘のとおり、機動性のあるサポートチームでなければならないと思っております。ですので、そういった意味で第1回を年度当初に招集するというところで行ってございます。それが2年目となりますので、その辺の趣旨が生かされてくるのではないのか

など思っております。

ただ、先ほど、心の教育だとか、そういった面でのサポートチームの活用というところにつきましては、チームの構成員によって活用できるところは活用し、ただ、やはり構成員によっては、なかなかできないところもあろうかと思っておりますので、その辺は学校に、ぜひサポートチームも日常的な活用をできるような、そんなことも助言してまいりたいなと思っております。

近藤委員長
教 育 長

どうぞ。

この資料の3ページのいじめ防止等のための基本的な方針（概要）のところがございますとおり、2の「地方公共団体が実施すべき施策」の2番目のいじめ問題対策連絡協議会については、地方公共団体は設置することが望ましく、その構成員は、地域の実情に応じて決定することになっております。ここは望ましい規定ですけれども、千代田区はこれを設置して、青少年問題協議会をこの連絡協議会に位置づけることとしますけれども、先ほどからご心配いただいているように、この会、今のところ年2回開催ですから、この会で、何かが起こったときにすぐに即応的に対応するということは到底できないものです。この会は、あくまでも私どものいじめ問題への対応の状況を広く区民の皆様に理解していただき、いろいろご意見を伺うという場にして、個々のいろんないじめ問題については、教育委員会としても機動的に対応して、必要に応じて教育委員会に報告させていただいたり、あるいは、先ほどの、健全育成サポートチームとかと連携しながら、機敏に対応して、大きな問題に広がらないようにしていきたいと思っております。

それから、3ページの下「学校が実施すべき施策」の丸2番目のところ、これは、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織ですが、こちらは、常設の組織を設置するという、義務規定になっています。これは、学校に義務づけられますから、当然、何かあったときには即応的な対応をしますけれども、先ほどからご意見いただいているように、この組織を余り狭く限定して考えないで、学校における常設のいじめ防止のための対策組織という位置づけにして、いじめ防止等のための子どもたちへのいろんな教育とか指導も含めて、トータルにこの機関を活用して学校現場でのさまざまな対策を進めていきたいと思っております。

近藤委員長

ありがとうございます。

そのほかはいかがですか。

なかなか最終的なものに至るまでには長い時間がかかろうかと思うんですけども、学校のほうに指導課としてできるだけ早くお示しをしたいという考えもあるみたいで、そのあたりが時間的な1つ大きいネックになる部分なんだろうなと思っております。回数だけ重ねていけばいいというものでもありませんし、いずれにせよ、今日、こういう議論があったわけで、次回、議案として提案されるまでにも2週間と日数があるわけですから、いろいろ今日の意見をお酌み取りいただいて、最終的なものを提案いただければと思います。よろしく願います。

では、先へ進んでよろしいですか。

(了 承)

◎日程第3 報告

子ども総務課

- (1) 平成26年度小・中・中等教育学校入学式出席者名簿（案）
- (2) 退職校長感謝状贈呈式及び臨時教育委員会（3月31日）
- (3) 教育委員会組織改正

子ども支援課

- (1) 保育園・こども園入園二次審査結果

児童・家庭支援センター

- (1) 千代田区立子ども発達センター条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 中学生の放課後居場所事業のご案内

指導課

- (1) ふれあい月間（第3回）の実施後の調査
- (2) 土曜授業の実施

近藤委員長

それでは、日程第3、報告に入ります。

子ども総務課長より報告を願います。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課から報告事項のまず第1番、平成26年度小・中・中等教育学校入学式出席者名簿（案）、こちらについてご報告いたします。
教育委員会資料をご覧ください。

こちら、来年度の小・中・中等教育学校の入学式についてご出席いただく各委員の皆様、また、子ども・教育部の管理職の皆様の氏名が出ておりますので、それぞれの学校へのご出席をよろしく願いいたします。

なお、子ども・教育部の幹部につきましては、異動等があると思いますので、異動の場合は後任の者が行くという形にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、次の、日程が前後いたしますが、退職校長・園長退職辞令交付式・感謝状贈呈式についてでございます。

こちらにつきましても例年どおりでございます。3月31日月曜日になりますが、午後1時20分から辞令交付式・贈呈式を行いたいと思いますので、1時10分までに教育委員会室へご集合いただくようお願いいたします。

式の流れにつきましては、こちらの資料をご覧くださいと思います。

ご説明につきましては以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

子ども総務課長

失礼いたしました。すみません、もう一言、申しわけございません。

ただいまの退職校園長の辞令交付式・感謝状贈呈式の一番最後のところでございますが、こちらの交付式・贈呈式が終わりました後、午後2時15分から臨時の教育委員会を実施したいと思いますので、よろしく願いいたしま

す。

近藤委員長 ご説明は以上です。
ありがとうございます。
ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいですか。
(なし)

近藤委員長 特になければ、先へ進んでまいります。
報告事項、当初の予定で3番目、教育委員会組織改正については、先ほど説明がありましたので、次へお願いしたいと思います。
次も子ども総務課長からのご説明でいいんですか。

子ども総務課長 はい。

近藤委員長 お願いします。

子ども総務課長 では、次に子ども支援課の案件になります。保育園・こども園入園二次審査結果ですが、その前に1点、子ども総務課からご報告がございます。
事前に資料送付した段階では、子ども総務課の報告案件といたしまして、千代田区青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則についてご報告する予定でしたが、こちらにつきましては、公布の手続が間に合いませんでしたので、4月の教育委員会でご報告することといたしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。そのため、本日の報告事項からは削除させていただきます。
では、続きまして、子ども支援課の保育園・こども園入園第二次審査結果についてご報告いたします。
教育委員会資料、「【保育園・こども園等】平成26年4月入園申込み状況」という資料をご覧ください。
保育園・こども園等の平成26年度4月の申し込み状況についてですが、二次審査が終了し、2の審査結果のところに記載しておりますように、募集64名に対し、審査対象者が193名となり、そのうち37名が内定、不承諾の通知を出した者が156名となっております。
なお、下の表の右側の欄の合計申込者につきましては、お一人で重複して申し込まれている方がいらっしゃいますので、合計数が審査対象者数よりも多くなるということになっております。
ご説明につきましては以上です。

近藤委員長 ありがとうございます。
ご質問等、いかがでしょうか。
(なし)

近藤委員長 特にないようでしたら、次の報告をお願いします。

子ども総務課長 では、引き続きまして、児童・家庭支援センター関連の案件についてご説明いたします。
まず、(1)といたしまして、千代田区立子ども発達センター条例施行規則の一部を改正する規則についてのご報告でございます。
こちらにつきましては、資料をご覧くださいと思います。

資料1番の改正理由のところがございますように、子ども発達センターの利用プログラムにつきましては、指導効果が児童の成長、発達に伴い変わっていくため、これまで一度登録すればそのまま使えたものを、年度ごとの申請と登録期間を設けるように改めることといたします。

内容の整備といたしましては、第4条第1項中「あらかじめ」を「年度（会計年度をいう。）ごとに」に改めることにいたします。それに伴いまして、様式の改正をいたします。

こちらにつきましては、施行は平成26年4月1日からですが、公布につきましては3月下旬となっておりますが、昨日付で公布されているところでございます。

続きまして、次の（2）中学生の放課後居場所事業のご案内でございます。こちらにつきましては、平成26年度から特別支援学校・特別支援学級に通う中学生を対象に、西神田児童・家庭支援センターで平日の放課後の居場所を提供する事業がスタートいたしますので、それについてのご案内チラシでございます。

ご説明につきましては以上です。

近藤委員長 　ご質問等ございましたら、お願いします。

（な　し）

近藤委員長 　先へ進んでよろしいですか。

（了　承）

近藤委員長 　先へ進みます。

特にないようですので、次の報告をお願いします。

次は指導課長でしょうか。

指　導　課　長 　指導課からは2件ありますけれども、1つずつ分けてご報告申し上げたほうがよろしいかなと思いますので、分けさせてもらってもよろしいでしょうか。

近藤委員長 　お願いします。

指　導　課　長 　それでは、まず（1）のふれあい月間（第3回）の実施後の調査結果についてでございます。

本定例会におきましては、ふれあい月間につきまして、1回目、2回目ともに報告をし、今回が第3回目となります。こちらは、調査期間は平成26年2月1日から2月28日の1カ月間の取り組みでございます。

それでは、資料に基づいてご説明申し上げます。

1番、1学期の始業式から2月28日までの間に13日以上欠席している児童・生徒数でございます。病気につきましては、小37、中6、計43。経済的理由はございません。不登校が、小学校4、中学校36、計40。その他につきましては、保護者の教育に関する考え方から登校させないが、小学校5、計5です。上記に該当しない理由が、小学校12、中学校ゼロ、計12でございます。

なお、不登校の欠席日数につきましては、下段に13日から29日、30日以

上、全欠席という欄がございますので、ご覧ください。

なお、全欠席については、小・中ともに0でございます。

2番、この間に、月間中に発生した暴力行為件数でございます。千代田区においては、小・中ともに0件でございます。

裏面をごらんください。今度、A4横判になります。こちらは、同じくふれあい月間（第3回）の間に学校が把握した、いじめの端緒別件数と解決の状況でございます。ちょっと表が小さくて、見づらくて大変申しわけございません。

まず、小学校ですけれども、端緒別件数は6件把握しました。そのうち再発しているものは4件ございました。小学校で6件のうち解決した件数は2件でございます。

次に、中学校でございますが、中学校の端緒別件数は9件でございます。そのうち再発件数は4件でございます。9件のうち解決した件数は7件でございます。そのうち再発件数が4件となっておりますので、中学校においては、再発件数は全て解決したと読み取ることができるかと思えます。

続きまして、5番、2月28日時点で解決していないいじめについて、解決に至らない理由や原因でございます。小学校が4件と中学校が2件ございました。こちらの表をごらんいただきますと、小学校がその他のところで4件でございます。このその他というのが、資料には記載はございませんけれども、継続して当該児童を見守る必要があり、対応中であるということで、こちらが3件ございます。残りの1件は、暴力や陰口が陰で行われていて、まだ十分確認できていないというので1件挙げております。中学校の2件は、いじめを認知した直後であるというところに2件ございます。ですので、まだ十分、解決策ができておらず、解決まで至っていないということです。

次に、8番と記載がありますが、いじめと認知した事例におけるスクールカウンセラーとの連携の状況でございます。（1）連携して対応した件数、小学校6件、中学校0件でございます。（2）改善が見られた件数6件のうち3件が改善が見られました。中学校は0件でございます。

なお、星印といたしまして、千代田区独自にこの月間中に体罰の調査も行っております。体罰につきましては、小学校、中学校とも0件という報告になっております。

説明は以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問等ございましたら、お願いします。

（なし）

近藤委員長

先へ進んでよろしいですか。

（了承）

近藤委員長

では、次をご説明ください。

指導課長

続きまして、（2）土曜授業の実施についてのご報告を申し上げます。

土曜授業につきましては、平成25年10月22日の第18回定例会、その他事項

でご意見を頂戴したかと思えます。その際に、きちんと学校と十分議論を重ね、最終的な結果を報告してほしいということのご意見を賜っていたかと思えます。今回、その議論等がまとまりましたので、こちらでご報告申し上げるところでございます。

それでは、資料をご覧ください。

1番、まず、「土曜授業」とはということを記載させていただきました。そもそも土曜授業というのは、割と広く使われる言葉なのですが、明確な定義が周知されていないという実態もでございます。ここでは、児童生徒の代休日を設けずに、土曜日を活用して教育課程内の学校教育活動を実施するものをいう、というふうに定義づけております。文部科学省では、設置者の判断により、「土曜授業」を行うことが可能であることを明確化するため、平成25年11月29日に学校教育法施行規則の改正を行ったものでございます。

そのほか、教育課程外の取り組みとして、学校が主体となり希望者を対象として学習等の機会を提供する「土曜の課外授業」、あるいは教育委員会等の学校以外のもが主体となって、希望者に対して学習等の機会を提供する「土曜学習」というものがございます。

なお、言葉だけではなかなかわかりづらいと思えますので、1枚おめくりいただきますと、土曜日の教育活動についてという資料がございます。こちららの下の表にありますように、土曜日の教育活動についてという、今ご説明申し上げたものが記載されております。

なお、今回ご提案をさせていただきますのは、①の土曜授業という部分でございます。

1枚おめくりいただきまして、「土曜授業の実施について」という資料をご覧ください。ちょっと日付が違っております。申しわけございません。

こちらで、先ほど申し上げました文科省が、土曜授業が設置者の判断により行うことが可能となったというようなことの流れの関係通知を説明している部分がございます。それは、1番の(2)関係通知でございます。

まず最初に、国に先んじて東京都が、アに記載がございましたように、平成22年1月14日付で「土曜日の授業の実施に係る留意点」という通知を流してございます。こちらは、学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、月2回を限度に実施できるものとする。ただし、その場合は、内容は、授業公開、あと道徳授業地区公開講座、セーフティ教室、保護者や地域住民等をゲストティーチャーを招いての授業とするという通知文でございます。こちらは、1枚おめくりいただきますと、7ページに、こちらの東京都からの通知文が記載してございます。

次に、イ、平成25年11月29日、文部科学省から「学校教育法施行規則の一部改正について」の通知が流されまして、公立学校において教育委員会が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確にしてございます。

こちらの資料は、資料の9ページ、東京都が出されている通知の中に国が

らの通知がありますので、11ページをご覧ください。文部科学事務次官からの通知を資料として添付しております。改正の趣旨としては、設置者が土曜日に授業を必要と認める場合は実施できるというものでございます。

それで、2番をご覧くださいませうでしょうか。5ページの2番です。すみません。

それでは、千代田区の学校における土曜授業はどのような実態があるのかということ。これは、以前、10月22日にお示した資料の繰り返しになってしまうんですけれども、振りかえなしの土曜授業の実施は、平成25年度小学校2校で計6日、中学校2校で9日、中等教育学校で24日行っております。

それで、(2)は土曜日の取り組みということで、学校主体では、このようなものが実施されております。

1枚おめくりいただきまして6ページ目、こちらにつきましては、地域・PTAの主体となっているものが記載になってございます。

なお、こちらの学校名、最初の頭文字が1文字目だけを記載してございます。

それで、(3)に経緯を記載しております。繰り返しになってしまっ大変申しわけないのですが、(3)の経緯につきましては、10月22日の第18回定例会で、その他事項でご協議いただいた内容をまとめさせていただきました。

教育委員の皆様のご意見としましては、国や都の動き、授業時間数の増加、道徳の教科化等、学校が取り組むことが増えれば、土曜授業もやむなしではないかということでご意見をいただいております。月1回程度であれば、教員の週休の振りかえも可能であろうと。その場合は3.5時間が限度ではないか。十分に学校と議論してほしいというご意見をいただきました。

それに対しまして事務局としては、十分議論をし、その結果についてはご報告を申し上げますというものでございました。

それで、②番、校園長会における協議をいたしました。平成25年1月10日、区立校園長会にて幼小学校の校園長、別途、中学校長会会長へ、土曜授業に関する国の動向を伝え、実施について協議を依頼しました。1月下旬に回答を得るということで、3番の校長会の意見です。これは、幼小中全ての校長会のまとまった意見でございます。

千代田区で土曜授業日を同一とすることが望ましい。学校ごととするのではなくて、同一にしてほしいと。また、来年度からということではなくて、平成27年度から実施をしてほしいと。こちらの周知については、今まで協力いただいた地域協力団体(スポーツチーム等)の予定もあるので、少なくとも1年前には周知していただきたいということでご意見をいただいております。

実施につきましては、原則第二土曜日を実施日としたいということがございます。ご意見の中には、やはり第二土曜日に地域のお祭りだとかも入って

くることがあるので、そこは原則ということで、その月だけ第3にするだとか、それは地域の事情に応じて変更しても構わないのではないかというご意見でございました。

また、学校完全週5日制が定着している中で、土曜日に各家庭での用事が入っている現状もあるので、そういったことも十分踏まえながら実施する必要はあるだろうというご意見もございました。

また、千代田区の子どもの実態を考えれば、学力向上だけを狙いとするのではなく、さまざまな体験を十分に行わせることを趣旨とするべきであろうというようなご意見をいただきました。

それを踏まえて、1枚目にお戻りいただけますでしょうか。今回、教育委員会事務局といたしまして、土曜授業を実施したいという意向ではございませんけれども、2番の目的にありすように、土曜日に授業を実施することにより、学習や体験活動の機会など、これまで以上に豊かな教育環境を提供することにより、確かな学力の向上及び特色ある教育活動の充実を図ることを目的とし、土曜日の授業を実施したいと考えております。

3番の時期と実施方法ですけれども、校長会の意見を踏まえまして、平成27年度4月から全区立学校、幼稚園、こども園も含めて月1回、第二土曜日を原則として土曜授業を行うというものでございます。

なお、4番の今後のスケジュールといたしましては、今回、3月25日の教育委員会にてご報告を申し上げ、それ以降、議会への説明、あるいは4月4日の金曜日に校長会において最終的な土曜授業実施、平成27年度からしますというような周知、また、4月15日に予定されております連合町会長会議でも地域にはきちんと平成27年度から実施をする意向があるということをご説明申し上げたいなと思っております。

説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問、これはご意見も含めてでしょうか、ご意見もありましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

これは、ご意見というよりも感想なんですけれども、育った年代で、人、さまざまな受けとめができると思いますが、私なんかは、公教育のあり方というか、きっちりと決まった枠組みの中で育った人間としては、公教育の枠組みがこんなにも崩れていってしまうというか、実態に応じてという言い方は、見ようによっては、基準が崩れてしまうやり方ですね、本当にいいのかなというような不安のほうが先走りますね。

いかがでしょうか。ご質問、よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

では、先へ進んでまいりたいと思います。

◎日程第4 その他

近藤委員長

報告事項に入ります。

当初の予定はありませんが各課長より報告がありましたら、お願いいたします。

(なし)

近藤委員長
市川委員

では、教育委員のほうから何かございましたら、お願いいたします。

私の中で、どういうふうにして発言したらいいか、まだ迷っているんですけども、今年で多分、卒園式、卒業式に7回ぐらい出席しているだろうと。それをずっと最初から思い出してみると、結構、変えるべきところは上手に変えているなど、過去の幼稚園から中学校までですね。

ただ、セレモニアルな部分が主に変わってきているんであって、それは昔からせりふを分けて、在校生と卒業生というようなのはやっぱりすることはあったんですけども、そういうせいもあったのかもしれませんが、それがだんだん発展していったのかもしれないんですけども、時間が非常に各園なり学校でまちまちになっているし、短くなったというのは聞いていないし、自分も経験していないです。だんだん長くなって、それはどうしてだろうかと思うと、やっぱりセレモニアルな部分もきちんとやりたい、それから卒園・卒業をする子どもたちと在校生なりなんなりの、そういう記念する、いい思い出をつくる、いい思い出の卒園式・卒業式だったということがしたいんだろうという気がするんですね。

時間が長くなるということは、それはそれで、最初からそうであるというふうになっていけばいいんでしょうけど、非常にその点、まだはっきりこういうふうにするんだというパターンがないのか、議論していないのか知りませんが、長くなるのはしょうがないでしょうというような感じなんです、見ていると。

きょうも多分、30分以上、セレモニアルな部分が終わってから延びているんですよ。それはそれで、ですから、時間として、例えば1時間だったのが1時間15分なり20分かかって、やっぱりいい思い出、厳粛でセレモニアルな卒園式であるということは非常に大切だし、それからいい卒業式だったなというのも、2つ追いかけると、どうしてもそういう時間になるんだろうと思うんですね。

ただ、一番感じたのは、幼稚園の卒園式ですね。これ、1時間も座らせられていけば、大概の子どもは嫌になりますよね。大体30分ぐらいじゃないですか、1単位というのですか。

だから、私の前に在園生が十二、三人いたんですかね。その子どもたちを静かにさせたり、おとなしくさせたりするのに3人の先生がかかりっきりなんですよね。だから、やっぱりその辺は、セレモニアルな部分と、それからいい思い出というなら、そういうふうに分けて考える必要があるのではなからうかという気が非常にしました。

今日は小学校でしたから、そういうこともないんですけども、ともかく

来賓の席を見回してみると、学校関係者と、それからそう言うてはなんですけれども、お勤めを持っていないような方、つまり私みたいな人間がそこに座っていらっしゃるんですね。

ただ、保護者は、せっかくの卒園式だということで、若いお父さんなり、お母さんもそうでしょうけれども、ずっと、それは楽しんでいると言ったほうがいいんだろうと思うんです。

ですから、やっぱりそういうことを考え合わせると、1つの方法として、そういうふうに分けて、今日も入ってくる時から皆さん盛大な拍手をなんて、何で子どもたち座っていないんだというような疑問を持ちましたけどね。拍手して1人1人厳かに入ってくる、そういうのを待ち受けていたり、出ていくときもそうですけれども、本当にそういうことが必要なのかどうか、そういう、どうしたらいいか、自分の頭の中でまとまっていないので感想だけを申し上げるんですけれども、やっぱりきちんとその学校、その学校のやり方で考えたほうがよろしいんじゃないですかね。

いまさら「蛍の光」だろうか、「仰げば尊し」をやれというんじゃないんですよ。そんなことはどうでもいいんですけれども、楽しむ時間、いい思い出をつくる時間というのがますます大切だと、学校と保護者の方が思われるなら、工夫の仕方はあるんだろうなという気がしたので、発言にならない発言で、感想で申しわけないんですけれども、一言申し上げます。

近藤委員長
指導課長

ありがとうございます。

私も卒業式・卒園式、出席をさせていただいて、落ちつきが保てないお子さんたちを見ていると、やはりそちらのほうが気になってしまって、式に集中できなかつたりとかということはありません。

やはり市川委員からご意見としていただいたことについては、まず、園として、あるいは学校として発達段階に応じた時間の長さだとか内容だとか、そういうものを十分、目の前にいる子どもたちに応じて計画をすべきだろうなと思っています。なので、それは園によって、十分に出席ができるというのであれば、4歳児を最初から最後まで同席させる。園によっては、3歳児はまだ無理なので、授与のときには控室にいて、セレモニー的なところには3歳児が入ってくるというような、そういう工夫があつてしかるべきなんだろうなと思っています。

ですので、その辺につきましては、幼稚園のほうにも少し、こんなご意見がありましたということでご紹介はしていきたいなと思っています。

また、小学校・中学校におきましては、やはり学習指導要領において儀式的な行事と位置づけられておりますので、ある一定の厳粛な式であるということも、子どもたちには認識はさせなきゃいけないと思っています。

ただ、時代の流れとともに、子どもたちの卒業式での思い出を振り返る場面というのが、やはりさまざまな先生方の創意工夫でとり行われているかと思えます。小学校と中学校の違いだとか、あるいは中学校と中等の違いだとか、それぞれあつてよろしいかとは思いますが、ただ、忘れてはならないの

は、やはり儀式的行事であるということは、しっかり学校には押さえていただきたいなと思っておりますので、学校のほうにはご意見としてお伝えしたいなと思っております。

市川委員 要するに、僕が気になるのは、一番気になったのは、このところずっとそうなんですけども、幼稚園なんです。自分も孫がいるものだから、無理だよな、1時間超える時間をおとなしく座っているというほうが無理なんじゃないのと。それで、お父さん、お母さんは、もう本当に楽しみにしてずっと見ているんですよ。

ですから、同じ時間を使うんだったら、間に、小・中はそういうことは申しませんが、休憩時間をとって、それで第二部みたいな形でやるのも1つかなど。本当に椅子から落っこっちゃうんですよ。そんなことまでして、先生が3人も20人の子どもに対してついて、無理やり座らせておくというのは、ちょっと酷だねと思いました。

すみません、余計なことを言いました。

近藤委員長 ありがとうございます。貴重な意見であろうと思います。

先ほど指導課長がまとめるような形でおっしゃっていただきましたけれども、機会を見つけて学校・園のほうにお話をいただければと思います。小中学校の場合には、子ども中心の式であると同時に、学校主催の学校の行事であって、課長がおっしゃったような意味合いのものですよね。式全体の中で一番時間を必要とする部分は、証書の授与の時間だと思いますけれども、あの部分が人数、30人しかいないのに、50人、60人いるところとほとんど同じだけの時間を要したりという、ああいうのは、何かちょっと言葉を選んでしまいうんですが、恭し過ぎるといえるか、本当に歩くスピードも、何かかえって不自然な形で子どもたちが歩いて時間をゆっくりかけながらやっているのは、周りから見ると不自然だなという気も抱きますので、そんなところを課長の判断でうまくお話ししていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長 なければ、以上をもって本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。